

## 公益財団法人ふくい産業支援センター 伴走型DX推進プロジェクト 実施要領

この要領は、公益財団法人ふくい産業支援センター（以下「支援センター」という。）が行う伴走型DX推進プロジェクト（以下「本事業」という。）の適正かつ円滑な業務運営を図るため必要な事項を定めるものである。

### （目的）

第1条 本事業は、全社的にDXに取り組もうとする意欲のある県内中小企業者等に対し、支援センターが設置する専門家チームが一体となってDXの実現に向けたプロジェクトの推進およびその中核を担う社内DX人材の育成および確保まで、県内中小企業者等がDXに自立的に取り組むための体制整備を伴走支援することで、DXの推進に係るモデルケースとなる県内企業を創出することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）「県内中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する中小企業者および中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に該当する中小企業団体であって、福井県内に本店所在地の法人登記が行われており（個人の場合は県内に住所を有していること）、県内に生産またはサービスの主要な拠点を有する者とする。

### （対象者）

第3条 本事業の対象者は、自社のDX推進に関する計画を策定し、その実行に向けた取組みを進めようとする県内中小企業者等とする。

### （公募および広報）

第4条 支援センターは、本事業の実施にあたり、専門家チームが支援する県内中小企業者等（以下「支援先企業」という。）を公募する。

- 2 支援センターは、県内中小企業者等が本事業への参加を申請する際に必要となる申請書類の提出先、提出期限、提出書類、その他公募に関する必要な事項を広報するものとする。
- 3 支援センターが第1項の規定により行う広報は、支援センターの主たる事務所の掲示板に掲示するほか、定期刊行物、ホームページへの掲載等の適切な方法により行うものとする。

### （参加申請）

第5条 専門家チームによる支援を希望する県内中小企業者等は、様式第1号の伴走型DX推進プロジェクト参加申請書（以下「参加申請書」という。）を作成し、支援センターが別に定める期日までに支援センターに提出するものとする。

2 支援センターは、参加申請書の提出があったときは、当該申請に係る審査を行うほか、必要に応じて現地調査等を行い、その結果、適当と認められるものについて通知する。

#### **(支援先企業の選考)**

第6条 支援センターは、支援先企業を選考するため、企業のDX支援に関して指導経験を有する者等で構成する「伴走型DX推進プロジェクト支援企業選考委員会」を設置し、支援先企業について諮問する。

2 第1項に規定する委員会は、支援センターの諮問を受け、申請内容について、次に掲げる要件の適否を審査し答申することとする。

(1) 別表に掲げる選考基準に適合していること

(2) 支援先企業として不適当と認められる行為がない者であること

3 支援センターは、第2項に規定する答申を受け、支援先企業を決定する。

#### **(コンサルティング業務の委託)**

第7条 支援センターは、次の各号に示す業務について、公益財団法人ふくい産業支援センター財務規程で定める手順に則り選考した企業等に業務を委託することとする。

(1) 派遣する専門家の選定

(2) 専門家チームによる支援の実施

(3) アドバイザリーボードの選定

(4) アドバイザリーボードミーティングの開催

(5) その他コンサルティングにあたって附随する業務

2 前項で示す業務の詳細や実施方法、注意事項については、委託契約の中で別途定めるものとする。

3 コンサルティング業務について、委託契約に定めのない事項に関しては、必要に応じて別途定める。

#### **(職員の派遣)**

第8条 支援センターは、本事業の適切な遂行を確保するため、専門家の派遣に同行する支援センター職員を派遣することができるものとし、支援先企業および専門家は、これを拒むことはできない。

#### **(成果の普及)**

第9条 支援センターは、支援先企業が本事業による支援を得て実施したDXに係る取組みの内容について、セミナー等における発表、情報誌、インターネット等を活用して幅広く県内中小企業者等に情報提供することにより、県内企業のDXの推進に努めるものとする。

2 支援先企業は、支援センターが前項の規定により行う情報提供等に協力しなければならない。

### **(派遣の中止)**

第10条 支援先企業は、自社のDX推進に向けたプロジェクトを途中で中止する等の事由により、専門家の派遣を中止しようとする場合、書面により支援センターに通知するものとする。

2 支援センターは、支援先企業から本事業の継続に必要な協力が得られないと判断した場合は、書面による通知を持って派遣を中止できるものとする。

### **(事業実施状況等の報告)**

第11条 支援先企業は、専門家の派遣が終了した日の属する年度の終了後3年間、専門家チームが支援を行った社内DXプロジェクトの過去1年間の状況等について、様式第2号に基づき、6月30日までに支援センターに報告しなければならない。

### **(その他)**

第12条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、支援センターが別に定める。

#### **附則**

この要領は、令和4年6月15日から施行する。

#### **附則**

この要領は、令和5年5月10日から施行する。

#### **附則**

この要領は、令和6年5月10日から施行する。

#### **附則**

この要領は、令和6年6月24日から施行する。

#### **附則**

この要領は、令和7年5月21日から施行する。

## 別表

### 伴走型DX推進プロジェクト 選考基準

伴走型DX推進プロジェクトにより支援を行う企業は、下記の選考基準を満たす企業の中から、業種、企業規模、立地地域等を総合的に勘案の上、選考します。

選考基準	内容
計画の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自社の現況および課題を具体的かつ的確に把握できているか</li><li>・ 計画の内容は、自社の現況や課題に対応した取組みを実行する内容であるか</li><li>・ DX推進に向けた取組みの進め方や、取組みを通じて達成しようとする目標は妥当か</li></ul>
課題把握	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自社のデジタルを活用して解決すべき課題が把握できているか</li></ul>
推進体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ DXを推進するための社内体制は無理のないものとなっているか（後に破綻する体制となっていないか）</li><li>・ 伴走支援完了後、計画推進を自走できる体制となっているか</li></ul>
事業効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ DXの推進により自社の業務の流れや今後のビジネスモデル展開に与える効果をイメージできているか</li></ul>
実現可能性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 社内が一丸となってDX推進計画の実現に向けて取組みを進めようとするものであるか</li><li>・ 本事業の支援を受けて実施する取組みの内容は、本事業における支援期間内に完了が見込めるか</li></ul>
県内企業への波及効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ DX推進にかかるモデルケースとして県内企業への波及が期待できる取組みであるか</li></ul>